

## 秋田県庁第二庁舎「ものづくり展示ホール」の常設展示に係る運営要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、秋田県庁第二庁舎ものづくり展示ホール（以下「ものづくり展示ホール」という。）における常設展示に係る運営について、必要な事項を定めるものとする。

### (ものづくり展示ホールの常設展示の目的)

第2条 ものづくり展示ホールは、秋田県（以下「県」という。）の事業者が、設計、製作、製造、加工（以下「製造等」という。）を行った製品・部品・素材・材料等（以下「展示品」という。）を展示することで、県の将来を担う若者や企業関係者をはじめ、広く県民に情報を発信し、本県産業への理解を深めてもらうことを目的とする。

### (展示ホールの概要)

第2条 ものづくり展示ホールの所在地、開館日時は、次のとおりとする。

一 所在地：秋田市山王3丁目1－1 県庁第2庁舎1階（詳細は、別添図1参照）

二 閉館日：

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日
- (2) 土曜日及び日曜日
- (3) 年末年始
- (4) 必要に応じ、臨時に休館日を設け、又は休館日を開館日とすることがある。

三 開館時間：午前9時から午後4時まで

### (展示ホール内のブース)

第3条 展示品の展示は、ものづくり展示ホールの1ブース内に収容することを原則とする。ただし、展示品の規格等から収容が困難な場合は、別途、協議するものとする。なお、ブースの規格等は以下のとおりとする。（詳細は、別添図2参照）

一 給排水：無

二 電源：基本的に無（展示品への照明は有）

三 容量：幅50cm×奥行き50cm×高さ40cmの展示ケースに収納可能なもの

### (展示期間)

第4条 展示期間は、5月1日を基準日として原則2年間とする。ただし、期間中1回以上の展示更新を行うことにより終了時から2年間延長することとする。

2 前項による展示期間中に、新たな出展者が展示を開始した場合、当該出展者に係る展示期間は、前項による展示期間終了時までとする。ただし、展示期間終了までの期間が1年未満となる場合は、前項ただし書きの展示更新を行わずに2年間延長できるものとする。

### (展示資格)

第5条 ものづくり展示ホールに展示する展示品は、第一号から第四号までのいずれにも該当し、かつ、第五号から第七号までのいずれにも該当する県内の事業者によって製造等されたものでなければならない。

- 一 ものづくり展示ホールへの搬入・搬出に当たって、危険性がないこと。
- 二 法律等により製造等や販売が禁止されていないこと。
- 三 引火性、爆発性または放射性などの危険性を有していないこと。

- 四 工業所有権、特許権、著作権など、他者の保有する権利を侵害していないこと。
- 五 国税又は地方税の滞納がないこと（ただし課税庁が認めた納入計画を立てているものを除く。）
- 六 秋田県又は公的金融機関からの融資（間接融資を含む）等を受け、その債務の履行を怠り又は滞っていないこと。
- 七 提出書類に虚偽又は不正がないこと。

#### （応募）

第6条 ものづくり展示ホールへの展示を希望する者は、次に定める書類等について、募集期間内に県に提出するものとする。

- 一 「ものづくり展示ホール」展示品応募用紙（様式第1号）
- 二 「ものづくり展示ホール」応募に関する確認票（様式第2号）
- 三 展示品の写真等（展示品の外観が分かるもの）
- 四 会社案内（パンフレット等）※作成していない場合は不要です。

2 前項に定める応募書類等の提出先を次のとおりとし、メール又はFAXでの提出とする。

〒010-8572

秋田県秋田市山王3丁目1-1（秋田県庁第二庁舎3階）

秋田県産業労働部産業政策課企画チーム ものづくり展示ホール担当

電話：018-860-2214

FAX：018-860-3887

メール：sansei@pref.akita.lg.jp

#### （出展者の選定）

第7条 前条により応募のあった事業者については、第5条に基づき展示資格の有無を確認した上で、別に定めるところにより選定委員会が審査し、出展の可否を決定する。

2 出展者として選定された事業者は、その権利を他に譲渡し、又は展示場所の一部又は全部を転貸することはできない。

#### （経費負担）

第8条 展示品の出展料は無料とする。

2 展示品の設置、搬入搬出、展示内容の維持更新及び製造等に要する費用は、出展者の負担とする。  
また、展示品の盗難、破損等の損害について、県は原則として補償しない。このため、出展者は、必要に応じ、展示品の損害保険又は盗難保険等に加入するものとし、その費用は出展者の負担とする。  
3 展示に伴う光熱費については、県の負担とする。

#### （展示品の搬入搬出）

第9条 出展者は、展示期間の終了と合わせ、日時や方法等について県と協議の上、展示品をものづくり展示ホールから搬出しなければならない。

2 新たな出展者は、展示期間の開始と合わせ、日時や方法等について県と協議の上、展示品をものづくり展示ホールに搬入しなければならない。

#### （疑義の処理）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、産業政策課長が別に定める。

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

この要綱は、平成30年8月31日から施行する。

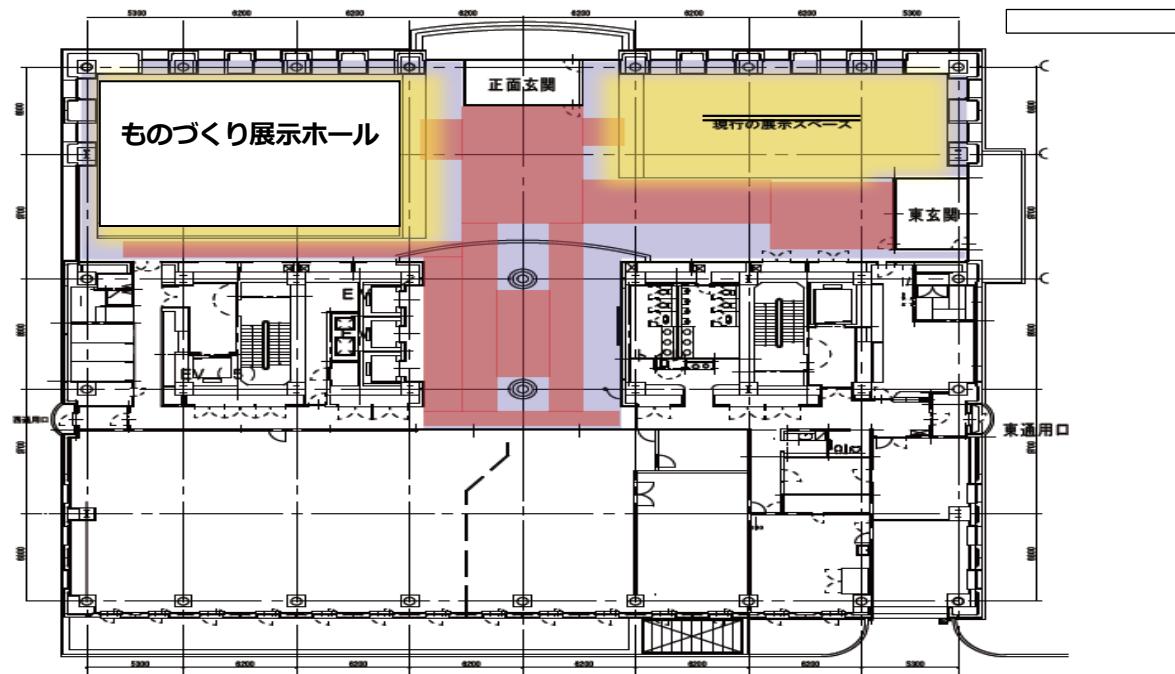
この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

この要綱は、令和8年1月8日から施行する。

図1 ものづくり展示ホールについて

所在地：〒010-8572 秋田市山王三丁目 1-1 秋田県庁第二庁舎 1 階

(山王大通り側)



## 図2 展示ブースについて

1製品あたりの展示スペース（点線のケース内）の大きさは以下のとおりです。

幅：50cm × 奥行き：50cm × 高さ：40cm (背面パネルはA1サイズ)

※展示品の規格等から収容が困難な場合は、別途、協議するものとする

